

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に關係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および次に掲げる者の中から会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に關係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備および運営に關係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関するここと。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関するここと。

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。

8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」

という。)を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雜則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ実行委員会
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

| 種類 | 委任事項 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会 | 1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること 3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること 6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関すること 7 輸送および交通に関すること 8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員会に限る。） 10 その他競技会を開催するために必要な事項に関すること |
| 馬術 競技会運営委員会 | |
| ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会 | |
| ラグビーフットボール 競技会運営委員会 | |
| ボウリング 競技会運営委員会 | |

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第2回馬術競技会運営委員会
委員名簿

(順不同・敬称略)

| 役職名 | 所属 | | 氏名 |
|------|-------------------------|--------------|--------|
| | 機関・団体名 | 役職名 | |
| 委員長 | 公益財団法人 滋賀県スポーツ協会 | 常務理事 | 門 久仁裕 |
| 副委員長 | 滋賀県乗馬連盟 | 会長 | 田所 勝己 |
| 副委員長 | 公益財団法人 兵庫県馬術連盟 | 副会長 | 平山 一哉 |
| 委員 | 滋賀県乗馬連盟 | 理事長 | 三宅 孝 |
| 委員 | 公益財団法人 兵庫県馬術連盟 | 理事長 | 山崎 由紀子 |
| 委員 | 公益財団法人 三木山人と馬とのふれあいの森協会 | 理事長 | 伊東 茂治 |
| 委員 | 三木市医師会 | 会長 | 小島 俊己 |
| 委員 | 兵庫県姫路家畜保健衛生所 | 所長 | 永田 圭司 |
| 委員 | 兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所 | 食品安全専門官 | 八木 貴子 |
| 委員 | 兵庫県三木警察署 | 署長 | 大西 毅 |
| 委員 | 三木市産業振興部 | 部長 | 荒池 洋至 |
| 委員 | 三木市教育委員会教育総務部 | 部長 | 森田 真規 |
| 委員 | 三木市消防本部 | 消防長 | 林 一成 |
| 委員 | 滋賀県農政水産部 | 技監(畜産課長事務取扱) | 青木 義和 |